

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料②

(平成27年3月2日(月)・3日(火)) 正誤表

○ P705の通知改正案に誤りがありましたので、以下のとおり訂正いたします。

(1) 人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料

① 要介護者等が30人以上の場合

(誤) 看護・介護職員の人数が、次のイ及びロを満たすものであること。

イ 要介護者にあつては、看護・介護職員の人数が、常勤換算方法で、要介護者の数（前年度の平均値）が2.5又はその端数を増すごとに1

ロ 要支援者にあつては、看護・介護職員の人数が、常勤換算方法で、要支援者の数（前年度の平均値）が5又はその端数を増すごとに1



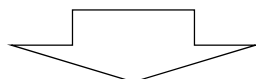
(正) 看護・介護職員の人数が、常勤換算方法で、「要介護者の数（前年度の平均値）」及び「要支援者の数（前年度の平均値）に0.5を乗じて得た数」の合計数が、2.5又はその端数を増すごとに1人以上であること。

○ P792の通知改正案に誤りがありましたので、以下のとおり訂正いたします。

(8) 認知症専門ケア加算について

(誤) ② 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知）に規定する「認知症介護実践リーダー研修」を指すものとする。ただし、平成27年9月30日までの間にあつては、「認知症介護に係る専門的な研修を修了している者」とあるのは、認知症介護実践リーダー研修の研修対象者（認知症介護実践者等養成事業実施要綱（平成21年3月26日老発第0326003号。以下「要綱」という。）4(1)③イに掲げる者）に該当する者であつて、かつ、当該研修の受講を申し込みを行っている者を含むものとする。

③ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」を指すものとする。ただし、平成27年9月30日までの間にあつては、「認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者」とあるのは、認知症介護指導者研修の研修対象者（要綱4(5)③において都道府県等から推薦を受けた者又は介護保険施設・事業者等の長から推薦を受けた者）に該当する者であつて、かつ、当該研修の受講を申し込みを行っている者を含むものとする。



(正) ② 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知）に規定する「認知症介護実践リーダー研修」を指すものとする。ただし、平成28年3月31日までの間にあつては、「認知症介護に係る専門的な研修を修了している者」とあるのは、認知症介護実践リーダー研修の研修対象者（認知症介護実践者等養成事業実施要綱（平成21年3月26日老発第

0326003号。以下「要綱」という。) 4(1)③イに掲げる者)に該当する者であつて、かつ、平成27年9月30日までの間に当該研修の受講の申し込みを行っている者を含むものとする。

- ③ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」を指すものとする。ただし、平成28年3月31日までの間にあつては、「認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者」とあるのは、認知症介護指導者研修の研修対象者(要綱4(5)③において都道府県等から推薦を受けた者又は介護保険施設・事業者等の長から推薦を受けた者)に該当する者であつて、かつ、平成27年9月30日までの間に当該研修の受講の申し込みを行っている者を含むものとする。

(担当)

厚生労働省老健局高齢者支援課

課長補佐 山口 義敬 (内線 3976)

TEL : 03-5253-1111